証券コード　8367
平成23年６月８日

株主の皆さまへ

奈良市橋本町16番地
株式会社 **南都銀行**
取締役頭取　植野康夫

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　また、このたびの東日本大震災により被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当行第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成23年６月28日（火曜日）午後５時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】
　パソコン又は携帯電話から議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（66頁から67頁まで）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成23年６月29日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　奈良市橋本町16番地
　　当行本店６階大会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第123期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第123期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。

(2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ（http://www.nantobank.co.jp/）に掲載させていただきますのでご了承ください。

（添付書類）

第123期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告

１　当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

国内経済の動き

当期におけるわが国経済は、雇用情勢に依然厳しさがみられたものの、年度前半は、新興国を中心とした海外経済の改善や家電エコポイント制度、エコカー補助金などの政策効果により生産活動や個人消費に持ち直しの動きがみられ、景気は着実に持ち直しました。

年度後半は、一部政策効果が終了、縮小したことに伴い景気は一時足踏み状態となったものの、海外経済の改善により足踏み状態を脱しつつありました。しかしながら、本年３月に発生した東日本大震災により生産活動が当面低水準で推移することが見込まれ、景気の下押し圧力となっております。

こうした情勢のもと、金融面をみますと、昨年10月には日本銀行による一段の金融緩和が実施され、誘導目標である翌日物の無担保コールレートは0.1％をやや下回って推移しました。長期市場金利の指標である10年物国債の流通利回りについても低下傾向となりましたが、日本の財政不安から期末にかけて上昇傾向となり、当期末は1.2％台となりました。

一方、日経平均株価については、欧州の財政不安や円高進行により低下傾向で推移しました。年度後半には一旦回復傾向となったものの、今回の震災の影響で大幅に下落し、３月末には9,000円台後半となりました。

地元経済の動き

奈良県を中心とする地元経済におきましては、生産活動が全国に比べて低調に推移し、雇用情勢にも依然厳しさがみられるなど、全体としては厳しい状況が続いております。一方、昨年開催された平城遷都1300年祭により、宿泊者数や交通機関の利用者が大幅に増加するなど大きな経済波及効果がもたらされ、本年以降もその効果の持続が期待されておりました。

そのような状況下で発生した震災により、製造業においては部品の調達難などから生産活動に悪影響がみられるほか、観光関連では外国人観光客を中心に宿泊者数が減少するなど、幅広い業種に影響が出ております。

当 行 の 業 績

当行は、奈良県を中心として、京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、並びに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

以上のような経済・金融環境のもとで、当行は、地域に密着した営業活動を展開し、営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めた結果、当期の業績は次のようになりました。

＜預　金＞

金融商品・サービスの充実に取り組むとともに、安定的な資金調達に注力いたしました。この結果、個人預金や法人預金が堅調に推移したことから預金は期中815億円増加し、当期末残高は４兆1,280億円となりました。一方、譲渡性預金は、金融機関からのお預け入れが減少したことから期中175億円減少し、当期末残高は640億円となりました。

なお、投資信託等の預かり資産は期中352億円減少し、当期末残高は2,973億円となりました。

＜貸出金＞

地元の中核金融機関として地域密着型金融を推進し、中堅・中小企業や個人等のお客さまのニーズに応じて多様で円滑な資金供給に注力するとともに、地方公共団体からの資金のご要請にも積極的にお応えいたしました。しかし、地域経済が厳しい状況のなか、中小企業からの借入需要が低迷したことから貸出金は期中222億円減少し、当期末残高は２兆7,203億円となりました。

＜有価証券＞

ポートフォリオの効率性向上と安定した収益基盤確立の観点から運用を行った結果、有価証券は期中1,088億円増加し、当期末残高は１兆6,695億円となりました。

＜損　益＞

緩和的な金利動向のもとで、貸出残高が減少し利鞘も縮小するなど依然として厳しい収益環境が続きましたが、与信費用が貸出金償却や貸倒引当金繰入額の減少を主因に減少したことなどにより、経常利益は前期と比べ10億円増加して114億円となりました。しかし、法人税等が増加したことから当期純利益は前期と比べ７億円減少して65億円となりました。

＜店　舗＞

店舗網の整備につきましては、お客さまの利便性の向上、並びに営業力の強化及び効率化の観点から継続して取り組んでおります。

当期におきましては、昨年５月には「王寺南支店」を、７月には「石切支店」を新築移転いたしました。新店舗では、お客さまにより一層便利にご利用いただけるよう、貸金庫の新設や資産運用などのご相談に対応できる専用ブースの設置など設備面の充実を図るとともに、屋上緑化・ＬＥＤ照明の採用等により環境に配慮した店舗づくりとしております。

また、昨年４月には、“高齢化が進み人口や世帯数が減少している地域においても、継続してフェイス・トゥ・フェイスの金融サービスを提供する”ことを目的に、県内２か店を「代理店」として窓口営業の運営をなんぎん代理店株式会社(当行100％出資会社、平成21年10月設立）に委託いたしました。

この結果、当期末の当行店舗数は130か店、代理店２か店の店舗ネットワークとなりました。

＜その他の主な施策＞

当行は、地域の活性化に向けて様々な取組を行っております。具体的には、昨年８月、日本銀行が実施する「成長基盤強化を支援するための資金供給」に対応し成長基盤の強化に資する事業を行う地元事業者の皆さまに対して、金利面も含めて従来以上に円滑な資金供給を行うため、「＜ナント＞成長応援ファンド」の取扱いを開始いたしました。これまでに環境負荷の低減に資する事業をはじめ、アジア諸国等における投資・事業展開、医療・介護・健康関連事業、農林・食品関連事業、観光事業の発展につながる事業など、幅広い分野向けの事業資金に対応し、地域における成長基盤強化に取り組んでおります。

また、本年１月、環境配慮型預金商品「吉野の桜定期預金」の取扱いを開始いたしました。本商品は、ＣＳＲの一環として取り組むもので、世界遺産・吉野山の桜の保護・育成に役立てることを目的に、定期預金の預入総額の0.01％相当額を当行が特別会員として参加する「吉野の桜を守る会」の「さくら募金」に寄付いたします。

そのほか、ビジネスマッチングの機会を提供することを目的に「＜ナント＞農商工ビジネスフェア2010」を昨年12月に開催いたしました。本フェアは「元気企業ビジネスフェアＮＡＮＴＯ」と「＜ナント＞食の商談会」を一体化した形で「農」（食品、農林水産業関連)、「商」（健康・環境関連、ＩＴ、生活関連)、「工」(電気、機械、化学関連）の異業種企業間の連携をサポートしております。

当行の対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、リーマンショックを契機とした経済や金融市場の長期的な低迷に加え、今回の震災の影響もあり、引き続き、厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当行が将来にわたり地域とともに成長していくためには、当行及び、地域・お客さま・株主といったステークホルダーとの信頼関係をより強固なものとし、お客さま満足や企業価値の向上に取り組んでいくことが重要となります。

当行は、新たな経営計画として、本年４月から平成26年３月までの３年間を計画期間とする中期経営計画「ベスト・バリューＮＡＮＴＯ」を策定いたしました。

本計画は、平成26年６月の創立80周年に向けためざすべき姿として、平成20年に掲げた長期ビジョン「さらなる企業価値の向上をめざして～地域とともに成長する銀行～」（期間６年間）の第２（最終）ステージとして、収益性と効率性のバランスを確保しつつ、持続的な成長を追求していく経営戦略としております。

具体的には、４つの基本方針と８つの重点戦略を掲げ、計画を進めてまいります。

基本方針の１点目は、地域に密着した営業展開による、お客さま満足の向上と収益力の強化であります。

当行が従前より取り組んでいる「地域密着型金融」をより一層推し進めていくとともに、「フェイス・トゥ・フェイス」の営業をさらに展開し、地域やお客さまに対して、利便性の向上や各種コンサルティング機能を十分に発揮した課題解決型営業（ソリューション営業）によるビジネスチャンスの創出を図ることにより、お客さま満足の向上と収益力の強化に取り組みます。また、当行の業容をさらに拡大し成長を続けていくため、新たな拠点の設置をはじめ、営業体制の強化等に取り組み、貸出金・預金及び預かり資産の増強を図ってまいります。

具体的には、大阪府等重点戦略地域において、店舗網の充実による事業性融資取引を核とした「面」営業基盤の確立に取り組むとともに、奈良県等の肥沃な個人マーケットにおいては、預かり資産や個人ローンを中心とした個人取引の拡充と事業性融資を含めた貸出金シェアの維持・向上に取り組みます。

２点目は、経営資源の効果的な活用であります。当行が将来に亘って安定的な収益を確保していくためには、重点分野への投資はもとより、営業人員の増員を実施していく必要があります。このため、本部の業務や営業店の事務の効率化を図るとともに、経費全般の見直しを行い、経営資源の効果的な活用に取り組みます。

また、こうした諸施策を遂行し、支えていくため、高度で実践的な「営業力」、人を育て活かせる「マネジメント力」を持つ人材の育成に積極的に取り組みます。

３点目は、内部管理態勢の充実・強化であります。これまでも、内部管理態勢の充実・強化など経営管理の高度化等を通じて経営の健全性の維持・向上に取り組みました。今後についても、ステークホルダーの皆さま方からより一層の信頼を得ていくため、コンプライアンス態勢のさらなる強化に取り組むとともに、リスク・リターンの効率化を図っていくため、各種リスク管理の高度化・充実に取り組みます。

４点目は、永続的な地域貢献活動の推進であります。当行の経営資源を十分に活かし、地域社会・地域経済の発展及び環境保全に継続的に取り組むことにより、企業の社会的責任を果たしてまいります。

このほか、金融円滑化への対応につきましては、本部及び全営業店に円滑化担当責任者を配置するとともに、当行の金融円滑化基本方針に則り、個々のお取引先の業況を十分に把握し、状況に応じた資金繰りや経営改善の支援に努めております。

個人のお客さまの住宅ローンにつきましてもご返済条件の弾力的な見直しにお応えするとともに、お客さまからのご相談や苦情を本部が直接お伺いできるよう、フリーダイヤルを設置し、年末などの資金需要期には休日融資相談会を実施するなど、金融円滑化に積極的に取り組んでおります。

さらに、今回の震災の影響を受けた事業者に対し、地域金融機関として最大限の金融支援をすべく、「＜ナント＞震災復興支援特別融資」の取扱いを開始いたします。

また、顧客への説明態勢及び相談機能を充実・強化するほか、適切な情報開示やＩＲの充実を通じて、経営の透明性を高め、地域のお客さまや株主の皆さまからの信頼確保に努めてまいります。

当行は、地域とともに歩み発展するという地方銀行の使命を常に念頭に置き、今後とも役職員一同持てる力を最大限発揮して豊かで活力ある地域経済・社会の実現と、企業価値のさらなる向上のために尽力してまいる決意でありますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	39,464	39,942	40,464	41,280
定期性預金	19,552	19,952	20,870	21,310
その他	19,911	19,989	19,594	19,969
社債	200	200	400	200
貸出金	26,942	28,677	27,425	27,203
個人向け	7,838	8,227	8,132	8,194
中小企業向け	10,360	10,730	9,650	9,394
その他	8,742	9,719	9,643	9,614
商品有価証券	43	22	18	7
有価証券	15,407	14,265	15,606	16,695
国債	6,409	7,905	9,174	10,589
地方債	2,834	2,286	2,275	1,884
その他	6,162	4,073	4,156	4,220
総資産	45,517	45,963	45,579	45,978
内国為替取扱高	282,792	248,174	230,722	230,015
外国為替取扱高	百万ドル 1,643	百万ドル 1,435	百万ドル 1,761	百万ドル 2,379
経常利益(△は経常損失)	百万円 △994	百万円 △27,531	百万円 10,401	百万円 11,445
当期純利益(△は当期純損失)	百万円 5,049	百万円 △22,349	百万円 7,326	百万円 6,584
1株当たりの当期純利益(△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 18 23	円 銭 △80 96	円 銭 26 56	円 銭 23 88

注　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,750人	2,722人
平均年齢	38年1月	38年5月
平均勤続年数	16年1月	16年6月
平均給与月額	422千円	428千円

注　1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
奈良県	90	(16)	92	(16)
京都府	15	(1)	15	(1)
大阪府	13	(—)	13	(—)
和歌山県	7	(—)	7	(—)
三重県	3	(—)	3	(—)
兵庫県	1	(—)	1	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
合計	130	(17)	132	(17)

注　上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所)、店舗外現金自動設備を200か所（前年度末199か所）それぞれ設置しております。このほか、イーネット参加銀行と共同で11,056か所（前年度末10,256か所)、また、セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で15,363か所（前年度末14,601か所）の店舗外現金自動設備を設置しております。

ロ　当年度新設営業所

該当ありません。

注　1. 当年度において、野原支店を五条支店野原出張所に種類変更いたしました。
2. 当年度において、城戸支店及び五条支店大塔出張所を代理店へ変更し、運営をなんぎん代理店株式会社へ移行しております。
3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
石切支店　大阪産業大学出張所　(大阪府大東市)

馬見支店　イズミヤ広陵店出張所　(奈良県北葛城郡広陵町)
石切支店　北石切町出張所　(大阪府東大阪市)
西大寺支店　近鉄大和西大寺駅出張所　(奈良県奈良市)

このほか、イーネット参加銀行と共同で1,208か所、セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で1,310か所、それぞれ店舗外現金自動設備を新設いたしました。

4. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

榛原支店　宇陀市立病院出張所　(奈良県宇陀市)
富雄支店　富雄北出張所　(奈良県奈良市)
学園前支店　鶴舞出張所　(奈良県奈良市)

このほか、イーネット参加銀行は408か所、セブン銀行及び同行との提携銀行は548か所、それぞれ店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

ハ　銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
なんぎん代理店株式会社	奈良県奈良市橋本町16番地	―

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,672

注　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
堺支店の新築・移転	470	261
石切支店の新築・移転	313	219
王寺南支店の新築・移転	325	148
事務センターの電気設備	600	180
ソフトウエアの取得	1,247	1,247
リース資産の取得	1,021	1,021
(除却)		
旧王寺南支店の除却		
事務センターの旧電気設備の除却		

注　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
南都地所株式会社	奈良市橋本町16番地	不動産賃貸・管理業	昭和44年11月8日	30	100	—
南都ビジネスサービス株式会社	奈良市南京終町1丁目93番地2	銀行の事務代行等業務	昭和59年6月1日	10	100	—
南都スタッフサービス株式会社	奈良市大宮町6丁目2番地の1	人材派遣業	平成3年3月18日	20	100	—
南都アセットリサーチ株式会社	奈良市橋本町16番地	担保不動産調査・評価業	平成17年7月4日	20	100	—
なんぎん代理店株式会社	奈良市橋本町16番地	銀行代理業	平成21年10月6日	50	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市西大寺国見町1丁目2番1号	信用保証業	昭和59年10月9日	10	72 (69)	(注3)
南都リース株式会社	奈良市大森町52番地の1	リース業	昭和59年12月22日	50	70 (65)	(〃)
南都コンピュータサービス株式会社	奈良市南京終町1丁目93番地2	ソフトウエア開発等業務	昭和61年7月1日	10	74 (69)	(〃)
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町6丁目2番地の1	投資顧問業	昭和61年11月21日	120	73 (68)	(〃)
南都ディーシーカード株式会社	生駒市東生駒1丁目61番地7	クレジットカード業	平成2年10月12日	50	76 (71)	(〃)
南都カードサービス株式会社	生駒市東生駒1丁目61番地7	クレジットカード業	平成2年12月10日	50	76 (71)	(〃)
Nanto Preferred Capital Cayman Limited	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	投融資業	平成19年1月29日	20,600	100	—

注　1．記載金額は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2．当行が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は、間接所有比率（内書き）であります。
3．銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等であります。
4．当行の連結対象会社は上記12社であり、持分法適用会社は該当ありません。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行63行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行63行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行63行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

2　会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
西　口　廣　宗	取締役会長 (代表取締役)		
植　野　康　夫	取締役頭取 (代表取締役)		
紲　井　　憲	専務取締役 (代表取締役 大阪地区本部長)		
堀　内　保　男	専務取締役 (代表取締役)		
嶌　川　安　雄	常務取締役		
橋　本　正　昭	常務取締役		
松　岡　弘　樹	常務取締役		
羽　山　太　郎	常務取締役 (大阪中央営業部長)		
橋　本　隆　史	常務取締役 (営業統括部長)		
三　橋　秀　光	取締役 (総合企画部長)		
今　西　武　史	取締役 (バリュー開発部長)		
吉　田　幸　作	取締役 (事務統括部長)		
北　　義　彦	取締役 (東京支店長兼東京事務所長)		
箕　輪　尚　起	取締役 (本店営業部長)		
田　村　健　吉	取締役 (公務部長)		
坂　本　高　彦	常任監査役（常勤）		
逸　﨑　　正	監査役（常勤）		
小　倉　修　三	監査役（社外監査役）	近鉄情報システム株式会社　相談役	
阪　井　紘　行	監査役（社外監査役）	阪井紘行法律事務所 弁護士	
湊　　明　彦	監査役（社外監査役）	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社代表取締役副社長 コンサルティング事業本部長兼東京本部長	

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
(当年度中に退任した役員)			
米　田　清　貴	取　締　役 (本　店　営　業　部　長)		平成22年6月29日辞任

注　1. 監査役　小倉修三氏、阪井紘行氏及び湊　明彦氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
3. 逸﨑　正氏は、平成23年４月30日付で監査役を辞任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	16　名	459
監　査　役	5　名	68
計	21　名	528

注　1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成22年６月29日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含めております。
3. 報酬等の額には、役員退職慰労金に係る当事業年度中の費用計上額19百万円(取締役17百万円、監査役２百万円) を含めております。
　なお、役員退職慰労金制度については、平成22年５月13日開催の取締役会で廃止の決議を行い、同年６月29日開催の第122期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について決議されております。
4. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額31百万円（取締役15名）を含めております。
5. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
小　倉　修　三	近鉄情報システム株式会社　相談役であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。
阪　井　紘　行	阪井紘行法律事務所の弁護士であります。 なお、同法律事務所と当行との間には特別の関係はありません。
湊　　明　彦	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社代表取締役副社長コンサルティング事業本部長兼東京本部長であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小　倉　修　三	7年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的かつ中立的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
阪　井　紘　行	4年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	弁護士として有する専門的知識に基づき、当行の業務執行における適法性確保に関して適切な助言・提言を行っております。
湊　　明　彦	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てに出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3　名	21	―

注　1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2．銀行からの報酬等の額には、役員退職慰労金に係る当事業年度中の費用計上額０百万円を含めております。
　　なお、役員退職慰労金制度については、平成22年５月13日開催の取締役会で廃止の決議を行い、同年６月29日開催の第122期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について決議されております。

4　当行の株式に関する事項

(1) 株　　式　　数　　発行可能株式総数　640,000千株
発行済株式の総数　281,756千株
(自己株式6,073千株を含む)
注　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　14,650名

(3) 大　　株　　主（上位10名）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,146	7.67
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,283	3.73
南都銀行従業員持株会	8,537	3.09
日本生命保険相互会社	8,531	3.09
明治安田生命保険相互会社	8,430	3.05
東京海上日動火災保険株式会社	6,247	2.26
住友生命保険相互会社	5,420	1.96
株式会社森精機製作所	4,766	1.72
北村林業株式会社	4,063	1.47
第一生命保険株式会社	4,060	1.47

注　1. 当行は、自己株式6,073千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（6,073千株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5　当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成22年７月29日 ②新株予約権の数 944個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式　94,400株 ④新株予約権の行使期間 平成22年７月30日～平成52年７月29日 ⑤権利行使価額 １株当たり１円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	15名
監査役	―	―

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　米　林　　彰 指定有限責任社員　岡　田　在　喜	75	―

注　1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は84百万円であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した時は、「会計監査人の解任又は不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

7　業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しております。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
・コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
・「顧客保護等管理方針」を定め、顧客説明管理態勢や顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢に関する規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図る。
・「金融円滑化基本方針」を定め、「金融円滑化管理規程」を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
・コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
・年度毎にコンプライアンスや顧客保護等管理の強化に向けた具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定したうえ、実施状況を確認し適宜見直しを行う。
・法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的として設置した内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を策定し、全役職員に配付のうえ集合研修・職場単位での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンス・マインドの醸成を図る。
・「懲罰規程」を制定し、懲罰処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
・また、「反社会的勢力等対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断するため毅然たる態度で臨み断固介入を阻止する態勢を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行に係る情報について記録し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロールを行う。
・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢の整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される常務会を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行及び連結対象子会社で構成する南都銀行グループは、地域への優れた総合金融サービスの提供を経営理念とし、企業価値の最大化と透明性の高いグループ経営を実現するため、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備をはじめ、経営管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、リスク管理態勢、金融円滑化管理態勢を整備することにより、南都銀行グループ全体の業務の適正を確保する。
・内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役は業務の適正を確保するための体制の一翼を担う重要な機関であり、その監査の実効性を確保することが不可欠であることから、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、使用人に監査役の業務を補助させる。

(7) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

・取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・行内の稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される体制を確保する。
・監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
・監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

第123期末（平成23年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	91,137	預金	4,128,028
現金	49,959	当座預金	102,731
預け金	41,178	普通預金	1,796,515
コールローン	3,429	貯蓄預金	31,127
買入金銭債権	4,716	通知預金	3,157
商品有価証券	786	定期預金	2,131,097
商品国債	746	その他の預金	63,398
商品地方債	40	譲渡性預金	64,008
金銭の信託	24,500	債券貸借取引受入担保金	116,109
有価証券	1,669,519	借用金	41,000
国債	1,058,985	借入金	41,000
地方債	188,449	外国為替	150
社債	58,346	売渡外国為替	91
株式	79,337	未払外国為替	59
その他の証券	284,400	社債	20,000
貸出金	2,720,328	その他負債	19,935
割引手形	21,206	未決済為替借	16
手形貸付	93,637	未払法人税等	45
証書貸付	2,292,262	未払費用	9,168
当座貸越	313,222	前受収益	1,211
外国為替	1,434	従業員預り金	1,425
外国他店預け	1,372	金融派生商品	2,930
買入外国為替	18	リース債務	1,645
取立外国為替	43	資産除去債務	415
その他資産	15,893	その他の負債	3,076
前払費用	404	退職給付引当金	11,348
未収収益	7,424	睡眠預金払戻損失引当金	121
先物取引差入証拠金	36	偶発損失引当金	2,153
金融派生商品	441	支払承諾	15,410
その他の資産	7,587	負債の部合計	4,418,267
有形固定資産	40,090	（純資産の部）	
建物	11,267	資本金	29,249
土地	24,707	資本剰余金	18,830
リース資産	1,286	資本準備金	18,813
建設仮勘定	307	その他資本剰余金	16
その他の有形固定資産	2,520	利益剰余金	118,621
無形固定資産	9,520	利益準備金	13,257
ソフトウエア	8,291	その他利益剰余金	105,364
リース資産	430	別途積立金	97,940
その他の無形固定資産	798	繰越利益剰余金	7,424
繰延税金資産	27,736	自己株式	△2,990
支払承諾見返	15,410	株主資本合計	163,711
貸倒引当金	△26,671	その他有価証券評価差額金	16,529
		繰延ヘッジ損益	△706
		評価・換算差額等合計	15,823
		新株予約権	31
		純資産の部合計	179,566
資産の部合計	4,597,833	負債及び純資産の部合計	4,597,833

第123期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**82,863**
資金運用収益	**65,362**	
貸出金利息	46,327	
有価証券利息配当金	18,644	
コールローン利息	103	
預け金利息	75	
その他の受入利息	211	
役務取引等収益	**10,475**	
受入為替手数料	2,905	
その他の役務収益	7,569	
その他業務収益	**4,992**	
外国為替売買益	204	
商品有価証券売買益	11	
国債等債券売却益	4,507	
国債等債券償還益	268	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**2,033**	
株式等売却益	526	
金銭の信託運用益	54	
その他の経常収益	1,451	
経常費用		**71,418**
資金調達費用	**7,784**	
預金利息	5,635	
譲渡性預金利息	165	
コールマネー利息	3	
債券貸借取引支払利息	350	
借用金利息	698	
社債利息	410	
金利スワップ支払利息	458	
その他の支払利息	62	
役務取引等費用	**4,252**	
支払為替手数料	539	
その他の役務費用	3,713	
その他業務費用	**1,785**	
国債等債券売却損	1,353	
金融派生商品費用	58	
その他の業務費用	373	
営業経費	**52,025**	
その他経常費用	**5,570**	
貸倒引当金繰入額	464	
貸出金償却	2,202	
株式等売却損	516	
株式等償却	1,085	
金銭の信託運用損	152	
その他の経常費用	1,149	
経常利益		**11,445**
特別利益		**1,480**
固定資産処分益	61	
償却債権取立益	1,419	
特別損失		**469**
固定資産処分損	87	
減損損失	98	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	283	
税引前当期純利益		**12,456**
法人税、住民税及び事業税	**100**	
法人税等調整額	**5,771**	
法人税等合計		**5,871**
当期純利益		**6,584**

第123期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	29,249
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	29,249
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	18,813
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	18,813
その他資本剰余金	
前期末残高	16
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	16
資本剰余金合計	
前期末残高	18,830
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	18,830
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	13,257
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	13,257
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	92,240
当期変動額	
別途積立金の積立	5,700
当期変動額合計	5,700
当期末残高	97,940
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,194
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
別途積立金の積立	△5,700
当期変動額合計	△769
当期末残高	7,424

科　　目	金　　額
利益剰余金合計	
前期末残高	113,691
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
別途積立金の積立	—
当期変動額合計	4,930
当期末残高	118,621
自己株式	
前期末残高	△2,973
当期変動額	
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	2
当期変動額合計	△16
当期末残高	△2,990
株主資本合計	
前期末残高	158,798
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	2
当期変動額合計	4,913
当期末残高	163,711
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	21,728
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,198
当期変動額合計	△5,198
当期末残高	16,529
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△536
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△170
当期変動額合計	△170
当期末残高	△706
評価・換算差額等合計	
前期末残高	21,192
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,368
当期変動額合計	△5,368
当期末残高	15,823

科　　目	金　　額
新株予約権	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31
当期変動額合計	31
当期末残高	31
純資産合計	
前期末残高	179,990
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,337
当期変動額合計	△423
当期末残高	179,566

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定率法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　6年～50年
   その他　　3年～20年
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
   (3) リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,896百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　その発生年度に全額を一時費用処理

数理計算上の差異　　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から15年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は29百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は37百万円及び税引前当期純利益は282百万円それぞれ減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は415百万円であります。

追加情報

(役員退職慰労引当金)

当行は、当行役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく事業年度末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年６月29日開催の第122期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分464百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額　744百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,311百万円、延滞債権額は67,284百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は2,069百万円であります。
   なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,459百万円であります。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,123百万円であります。
   なお、上記2.から5.までに掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は21,225百万円であります。
7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

   担保に供している資産

   有価証券　428,015百万円

   担保資産に対応する債務

   預　金　19,801百万円

   債券貸借取引受入担保金　116,109百万円

   借用金　20,400百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券72,031百万円を差し入れております。
   また、その他の資産のうち保証金は1,731百万円、その他の無形固定資産のうち権利金は288百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は861,944百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが843,815百万円あります。
   なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産･有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額　30,120百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額　739百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,600百万円が含まれております。
12. 社債は劣後特約付無担保社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,556百万円であります。
14. １株当たりの純資産額　651円23銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額　13,056百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額　31,786百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	216百万円
役務取引等に係る収益総額	69百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	207百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	758百万円
役務取引等に係る費用総額	1,212百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3,587百万円

2. １株当たり当期純利益金額　23円88銭
3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　23円87銭

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6,037	41	4	6,073	(注)
合　計	6,037	41	4	6,073	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加又は売渡しによる減少であります。

(リース取引関係)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	有形固定資産	4,654百万円
	無形固定資産	1,206百万円
	合　計	5,860百万円
減価償却累計額相当額	有形固定資産	3,697百万円
	無形固定資産	993百万円
	合　計	4,690百万円
期末残高相当額	有形固定資産	956百万円
	無形固定資産	213百万円
	合　計	1,169百万円

・未経過リース料期末残高相当額

１年内	878百万円
１年超	342百万円
合　計	1,221百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,199百万円
減価償却費相当額	1,058百万円
支払利息相当額	141百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	4,516	4,571	54
	小　計	4,516	4,571	54
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	240	233	△6
	小　計	240	233	△6
合　計		4,756	4,804	47

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年３月31日現在）

子会社株式及び子法人等株式で、時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	744
関連法人等株式	—
合　計	744

4. その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	47,376	35,930	11,446
	債　券	1,078,037	1,050,127	27,910
	国　債	874,400	852,137	22,263
	地方債	172,050	166,989	5,060
	社　債	31,586	31,000	586
	その他	110,129	106,675	3,454
	うち外国証券	102,204	99,272	2,931
	小　計	1,235,544	1,192,732	42,811
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	29,549	33,781	△4,231
	債　券	222,986	224,137	△1,150
	国　債	184,584	185,325	△741
	地方債	16,399	16,484	△85
	社　債	22,002	22,326	△323
	その他	173,110	187,929	△14,819
	うち外国証券	163,231	177,473	△14,241
	小　計	425,646	445,848	△20,201
合　計		1,661,190	1,638,581	22,609

（注）1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,267
組合出資金	752
合　　計	3,019

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 変動利付国債の時価

「有価証券」中の国債のうち、変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引き続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当事業年度末においては合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の国債は15,932百万円増加、「繰延税金資産」は6,436百万円減少、また、「その他有価証券評価差額金」は9,495百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生するコンベクシティ調整後の将来予測キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法で計算された価格に、ブラック・ショールズ型のオプション・モデルで計算した各将来予測キャッシュ・フローにかかるゼロフロアオプションの割引現在価値を加算する方式で算出された理論価格に基づき算定しております。なお、上記計算における主たる価格決定変数は、マーケットイールド及びフォワードレートボラティリティであり、マーケットイールドとして「国債スポットレート」が、また、フォワードレートボラティリティとして「円スワップションボラティリティ」がそれぞれ使用されております。

当行では、当該変動利付国債各銘柄の理論価格について、情報ベンダーが上記の方法に基づき算定した理論価格を入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	4,317	471	516
債　券	185,887	2,809	1,240
国　債	127,040	1,549	1,199
地方債	53,473	1,188	40
社　債	5,372	72	―
その他	25,102	1,752	263
うち外国証券	23,926	1,719	17
合　　計	215,307	5,034	2,019

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. 減損処理を行った有価証券
有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、1,303百万円（株式1,078百万円、その他224百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、あるいは事業年度末日に時価の下落率が30％以上50％未満の場合で１年以内に時価の回復する見込みがない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	24,500	△6

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）
   該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）
   該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	15,725百万円
退職給付引当金	7,263百万円
減価償却費	931百万円
土地評価損	4,685百万円
減損損失	1,733百万円
有価証券評価損	8,837百万円
税務上の繰越欠損金	5,747百万円
繰延ヘッジ損益	478百万円
その他	3,862百万円
繰延税金資産小計	49,266百万円
評価性引当額	△15,400百万円
繰延税金資産合計	33,865百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,079百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	△6,128百万円
繰延税金資産の純額	27,736百万円

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子法人等	南都信用保証株式会社 (注)1	奈良県奈良市	10	信用保証業	72 〔69〕 (注)2	各種ローンの債務保証 役員の兼任	被債務保証	745,809	—	—

(注) 1. 当行は、南都信用保証株式会社より各種ローンの保証を受けております。
2. 議決権等の所有(被所有)割合欄の〔 〕内は、間接所有割合(内書き)であります。

(2) 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	仲谷　淳	—	—	会社員	—	当行専務取締役 紺井 憲の娘婿 資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 0	貸出金 —	15 —
	仲谷直美	—	—	公務員	—	当行専務取締役 紺井 憲の長女 資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 0	貸出金 —	15 —
	堀内啓克	—	—	公務員	—	当行専務取締役 堀内保男の長男 資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 0	貸出金 —	14 —
	堀内誉士	—	—	会社員	—	当行専務取締役 堀内保男の次男 資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 0	貸出金 —	23 —
	野村修一	—	—	会社役員	—	当行常務取締役 嶌川安雄の義弟 資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 0	貸出金 —	24 —
	野村聡子	—	—	会社役員	—	当行常務取締役 嶌川安雄の妹 資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 0	貸出金 —	24 —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社都ホテル (注)3	奈良県奈良市	10	駐車場経営	—	資金の融資	貸出取引(注)2 利息受入	— 26	更生債権その他これに準ずる債権(注)4 —	431 —
	日研プラスト工業株式会社 (注)5	大阪府大東市	10	金属製品加工業	—	資金の融資	貸出取引 利息受入	— 1	貸出金 —	109 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸出取引条件等については、一般の取引先と同様に決定しております。
2. 貸出取引に対する担保として、不動産を受け入れております。
3. 当行常務取締役橋本正昭の近親者が議決権の84.0%を直接保有しております。
4. 更生債権等に対し、135百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において135百万円の貸倒引当金繰入額及び150百万円の貸出金償却を計上しております。
5. 当行取締役箕輪尚起の近親者が議決権の50.6%を直接保有しております。

連結貸借対照表

(平成23年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	91,151	預金	4,117,087
コールローン及び買入手形	3,429	譲渡性預金	64,008
買入金銭債権	4,716	債券貸借取引受入担保金	116,109
商品有価証券	786	借用金	27,369
金銭の信託	24,500	外国為替	150
有価証券	1,668,948	社債	20,000
貸出金	2,709,612	その他負債	27,497
外国為替	1,434	退職給付引当金	11,477
その他資産	36,941	睡眠預金払戻損失引当金	121
有形固定資産	41,999	偶発損失引当金	2,153
建物	12,264	支払承諾	15,410
土地	24,798	負債の部合計	4,401,386
建設仮勘定	307	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	4,629	資本金	29,249
無形固定資産	10,168	資本剰余金	18,830
ソフトウエア	9,083	利益剰余金	121,094
その他の無形固定資産	1,084	自己株式	△2,990
繰延税金資産	31,086	株主資本合計	166,184
支払承諾見返	15,410	その他有価証券評価差額金	16,540
貸倒引当金	△31,624	繰延ヘッジ損益	△706
資産の部合計	4,608,561	その他の包括利益累計額合計	15,834
		新株予約権	31
		少数株主持分	25,125
		純資産の部合計	207,175
		負債及び純資産の部合計	4,608,561

連結損益計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**90,981**
資金運用収益	**65,276**	
貸出金利息	46,236	
有価証券利息配当金	18,646	
コールローン利息及び買入手形利息	103	
買現先利息	—	
預け金利息	75	
その他の受入利息	214	
役務取引等収益	**18,860**	
その他業務収益	**4,992**	
その他経常収益	**1,852**	
経常費用		**78,199**
資金調達費用	**7,143**	
預金利息	5,612	
譲渡性預金利息	165	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3	
債券貸借取引支払利息	350	
借用金利息	128	
社債利息	410	
その他の支払利息	472	
役務取引等費用	**9,172**	
その他業務費用	**1,785**	
営業経費	**53,006**	
その他経常費用	**7,091**	
貸倒引当金繰入額	60	
その他の経常費用	7,030	
経常利益		**12,781**
特別利益		**1,770**
固定資産処分益	**61**	
償却債権取立益	**1,709**	
特別損失		**512**
固定資産処分損	**88**	
減損損失	**98**	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	**325**	
税金等調整前当期純利益		**14,039**
法人税、住民税及び事業税	**517**	
法人税等調整額	**5,755**	
法人税等合計		**6,273**
少数株主損益調整前当期純利益		**7,766**
少数株主利益		**1,181**
当期純利益		**6,584**

連結株主資本等変動計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	29,249
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	29,249
資本剰余金	
前期末残高	18,830
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	18,830
利益剰余金	
前期末残高	116,163
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
当期変動額合計	4,930
当期末残高	121,094
自己株式	
前期末残高	△2,973
当期変動額	
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	2
当期変動額合計	△16
当期末残高	△2,990
株主資本合計	
前期末残高	161,270
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	2
当期変動額合計	4,913
当期末残高	166,184

科　　目	金　　額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	21,739
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,198
当期変動額合計	△5,198
当期末残高	16,540
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△536
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△170
当期変動額合計	△170
当期末残高	△706
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	21,203
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,369
当期変動額合計	△5,369
当期末残高	15,834
新株予約権	
前期末残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31
当期変動額合計	31
当期末残高	31
少数株主持分	
前期末残高	24,621
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	504
当期変動額合計	504
当期末残高	25,125
純資産合計	
前期末残高	207,095
当期変動額	
剰余金の配当	△1,654
当期純利益	6,584
自己株式の取得	△18
自己株式の処分	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,833
当期変動額合計	80
当期末残高	207,175

連　結　注　記　表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
   子会社及び子法人等12社は全て連結しております。
   会社名
   南都地所株式会社
   南都ビジネスサービス株式会社
   南都スタッフサービス株式会社
   南都アセットリサーチ株式会社
   なんぎん代理店株式会社
   南都信用保証株式会社
   南都リース株式会社
   南都コンピュータサービス株式会社
   南都投資顧問株式会社
   南都ディーシーカード株式会社
   南都カードサービス株式会社
   Nanto Preferred Capital Cayman Limited
   子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。（以下の各項目においても同様であります。）
2. 持分法の適用に関する事項
   関連法人等がないため持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
   連結される子会社及び子法人等の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会　社　名	決算日
Nanto Preferred Capital Cayman Limited	1月31日　※

   ※　連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。
4. 会計処理基準に関する事項
   (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
   (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
   (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
   (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
   (4) 減価償却の方法
   ①　有形固定資産（リース資産を除く）
   当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　６年～50年
   その他　　３年～20年
   連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,985百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に全額を一時費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の支払請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払等に備えるため、対象債権に対する予想負担率に基づき算定した将来の支払見積額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

貸手側において、リース取引開始日が平成20年４月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同年３月31日現在における有形固定資産及び無形固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をその他資産中のリース債権及びリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース債権及びリース投資資産に関して、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　平成19年３月30日）適用後の残存期間における利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、定額法によっております。なお、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益と、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によった場合の税金等調整前当期純利益との差額は軽微であります。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金・預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から15年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は29百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(13) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

該当事項はありません。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は45百万円及び税金等調整前当期純利益は333百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は506百万円であります。

表示方法の変更

（連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第５号　平成23年３月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号　平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

追加情報

（役員退職慰労引当金）

当行は、当行役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年６月29日開催の第122期定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分464百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,732百万円、延滞債権額は68,263百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は2,076百万円であります。

   なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,459百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,531百万円であります。

   なお、上記1.から4.までに掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は21,225百万円であります。
6. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	428,015百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	19,801百万円
債券貸借取引受入担保金	116,109百万円
借用金	20,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券72,031百万円を差し入れております。
また、借用金6,969百万円の担保として未経過リース料契約債権6,806百万円を差し入れております。
なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は36百万円及び保証金は1,587百万円、その他の無形固定資産のうち権利金は574百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は885,641百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが867,512百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額　42,886百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額　739百万円
10. 社債は劣後特約付無担保社債であります。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は4,556百万円であります。
12. １株当たりの純資産額　660円24銭
13. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△49,077百万円
年金資産（時価）	27,445百万円
未積立退職給付債務	△21,632百万円
未認識数理計算上の差異	10,155百万円
未認識過去勤務債務	―百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△11,477百万円
前払年金費用	―百万円
退職給付引当金	△11,477百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益526百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3,942百万円及び株式等償却1,085百万円を含んでおります。
3. １株当たり当期純利益金額　23円88銭
4. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　23円87銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　　要
発行済株式					
普通株式	281,756	―	―	281,756	
合　計	281,756	―	―	281,756	
自己株式					
普通株式	6,037	41	4	6,073	(注)
合　計	6,037	41	4	6,073	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加又は売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区　分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘　要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					31	
合　計		―					31	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決　議)	株式の種　類	配当金の総　額	１株当たり配　当　額	基　準　日	効力発生日
平成22年６月29日定時株主総会	普通株式	827百万円	3.00円	平成22年３月31日	平成22年６月30日
平成22年11月12日取締役会	普通株式	827百万円	3.00円	平成22年９月30日	平成22年12月10日
合　計		1,654百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年６月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	827百万円
② １株当たり配当額	3.00円
③ 基準日	平成23年３月31日
④ 効力発生日	平成23年６月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行並びに子会社及び子法人等12社で構成され、銀行業務を中心に証券業務、信用保証業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務においては、①預金等の受け入れ、資金の貸し付け又は手形の割引並びに為替取引、②債務の保証又は手形の引受けその他の銀行業に付随する業務を行っております。また、証券業務においては、有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引その他の金融商品取引法上銀行が営むことができる業務を行っております。

当行では、これらの業務を行うなかで短期間の資金過不足を調整するためコール市場で資金の出し手や取り手となるほか、金融市場の状況や長短のバランスを考慮して、借入れや社債の発行等による資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように当行では資産・負債の総合管理（以下「ＡＬＭ」という。）を行っております。また、その一環として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けてデリバティブ取引に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については、銀行業務においては主として国内の法人及び個人に対する貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当行は、奈良県を中心としてその隣接府県に営業拠点を展開しておりますが、マクロ経済の影響はもとより地域を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

証券業務においては、国債・地方債を中心とした内国債券、株式、外国証券及び投資信託等をその他有価証券として、また、自行保証付私募債等を満期保有目的の債券としてそれぞれ保有しているほか、国債等を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。また、外貨建金融資産は為替の変動リスクに晒されており、通貨関連のデリバティブ取引等を利用し、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより当該リスクの低減を図っております。

一方、金融負債については、銀行業務においては、主として国内の個人等からの安定的な預金等であり、これらは、金利の変動リスクに晒されております。また、外貨預金等は為替の変動リスクに晒されております。借入金及び社債については、当行グループの格付が低下する等、一定の環境のもとで当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。さらに、変動金利の借入れについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連では金利スワップ取引等、通貨関連では通貨スワップ取引及び為替予約取引等、債券関連では債券先物取引及び債券オプション取引等、また、その他として複合金融商品に組み込まれたクレジットデリバティブ取引があります。当行では、顧客のリスクヘッジニーズにお応えするとともに対顧客取引等から生じるさまざまなリスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を利用しているほか、トレーディング目的として一定の限度額を設けて取り組んでおります。当行では、金利変動リスクを回避するためのヘッジ取引は、固定金利貸出金及び固定金利預金等をヘッジ対象とし、金利スワップ等をヘッジ手段としております。ヘッジ手段として利用しているデリバティブ取引については、繰延ヘッジ処理によるヘッジ会計を適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法は、相場変動を相殺するヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の(残存）期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジでは、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証などにより有効性の評価を行っております。なお、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引及びトレーディング目的として利用しているデリバティブ取引については、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「信用リスク管理規程」「資産の自己査定に関する規程」等に基づき、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定及び資産査定など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部により行われ、当該部署から独立した監査部が与信管理の状況及び査定結果について監査しております。また、これら与信管理の状況は、定期的に常務会及び取締役会において審議・報告を行っております。

有価証券の信用リスク管理については、証券国際部と経営管理部において行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスクの管理

当行グループは、貸出金・預金、有価証券等の資産・負債について、ＡＬＭの観点から金利リスク等の市場リスクを総合的に管理しております。また、「市場リスク管理規程」において、「経営体力に応じた適切なリスク限度の設定と、市場リスクの適切な計測、把握により、過度のリスクテイクを回避するとともに、リスク・リターンを勘案した市場部門の効率的な運営に取り組む」ことを基本方針として明記しております。

市場リスク管理に関する重要事項の協議・決定機関であるＡＬＭ委員会において、半期ごとに自己資本や市場環境等を勘案してＶａＲ（バリュー・アット・リスク）によるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。金利リスクの計測は、経営管理部がＶａＲによって行い、月次でALM委員会へ報告するなど遵守状況等を適切に管理しております。

また、ＶａＲ手法以外にも、ＢＰＶ（ベーシス・ポイント・バリュー）手法、金利変動シミュレーション等を組み合わせて活用し、多面的にリスクの把握、分析を行っております。

(ⅱ)為替変動リスクの管理

当行グループは、外貨建金融商品による運用及び調達に係る為替の変動リスクは、通貨ごとの運用額と調達額をほぼ均衡させることにより低減を図っております。また、上記以外に投資目的として行う為替取引がありますが、これに関する為替変動リスクの計測は、経営管理部がＶａＲによって行い、リスク限度額の遵守状況を月次でＡＬＭ委員会へ報告し、適切に管理しております。

(ⅲ)価格変動リスクの管理

当行グループは、有価証券など投資商品の保有については、先行きの金利や株価等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮したうえで半期ごとに運用計画を策定し、ＡＬＭ委員会で協議・決定を行っております。投資目的での投資は証券国際部が、また、業務・資本提携を含む事業推進目的での投資は営業統括部がそれぞれ行っておりますが、投資にあたっては市場環境の継続的なモニタリングや証券化商品などリスクの高い商品への投資制限などにより、価格変動リスクに留意しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、経営管理部がＶａＲによって行い、リスク限度額の遵守状況を月次でＡＬＭ委員会へ報告し、適切に管理しております。

(ⅳ)デリバティブ取引

当行グループは、ヘッジを目的とするデリバティブ取引についてはＡＬＭ委員会で基本方針及び執行方法を決定し、経営管理部で管理しております。一方、トレーディングを目的とするデリバティブ取引については、半期ごとにＡＬＭ委員会で取引限度額や損失上限額を定め、ミドルオフィスとしての機能を備えた経営管理部が、その遵守状況のモニタリング及びリスク量の把握を行っております。また、バックオフィスである証券国際部において、取引の確認、日々のポジションの時価評価及び損益状況等の把握を行うなど、これら関連部署が相互に牽制し、損失が限度額を超えないように管理しております。

経営陣は、ミドルオフィス及びバックオフィスからそれぞれ報告を受けるほか、ＡＬＭ委員会において貸出金・預金、有価証券を含めたポートフォリオ全体について、リスク状況の把握・管理を行っております。

(ⅴ)市場リスクに係る定量的情報

当行グループは、貸出金、預金、有価証券及びデリバティブ取引などの金融商品の市場リスク量をＶａＲにより管理しております。ＶａＲの算定にあたっては、ヒストリカル法（信頼水準99%・観測期間1,250営業日、保有期間60営業日［純投資目的以外の株式の保有期間は120営業日］・リスクカテゴリー間の相関は考慮しない。）を採用しております。リスク計測手法は平成22年度に分散共分散法からヒストリカル法に変更しております。

平成23年３月31日現在で当行グループの市場リスク量（経済的価値減少額の推計値）は、全体で57,576百万円であります。なお、当行グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しておりますが、平成22年度に計測したＶａＲに関して実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに一定の発生確率を前提に統計的に市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないような市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ＡＬＭ委員会で策定された月次資金計画に基づき、証券国際部が日々の資金繰りを管理し、経営管理部が管理状況をモニタリングしております。また、ＡＬＭ委員会において、定期的に資金化可能額・調達可能額を把握するなど資金繰りリスクに係る総合的な管理を行っております。

さらに、資金繰り状況に応じて、「平常時」・「懸念時」・「危機時」の３段階に区分し、各々の局面に応じた適切な管理態勢を構築し、機動的に対応が図れるようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等及び重要性が乏しい科目は、次表には含めておりません。

((注) 2 を参照してください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	91,151	91,151	—
(2) コールローン及び買入手形	3,429	3,429	—
(3) 買入金銭債権	4,716	4,716	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	786	786	—
(5) 金銭の信託	24,500	24,500	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,756	4,804	47
その他有価証券	1,661,168	1,661,168	—
(7) 貸出金	2,709,612		
貸倒引当金（＊1）	△31,079		
	2,678,533	2,690,252	11,718
資産計	4,469,043	4,480,810	11,766
(1) 預金	4,117,087	4,120,691	3,603
(2) 譲渡性預金	64,008	64,008	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	116,109	116,109	—
(4) 借用金	27,369	27,417	48
(5) 社債	20,000	20,221	221
負債計	4,344,575	4,348,448	3,873
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,192)	(1,192)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,296)	(1,316)	△19
デリバティブ取引計	(2,489)	(2,509)	△19

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、デリバティブを内包した定期預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、一括ファクタリング債権については約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格によっており、市場価格がないものについては合理的に算定された価額によっております。

(5)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、受託銀行により付された評価額によっております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格によっており、市場価格がないものについては合理的に算定された価額によっております。上場投資信託は取引所の価格、これ以外の投資信託は投資信託協会が公表する基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額によっております。自行保証付私募債等は、期間、償還方法及び保証区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行がなされた場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先が発行した自行保証付私募債等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

「有価証券」中の国債のうち、変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引き続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」中の国債は15,932百万円増加、「繰延税金資産」は6,436百万円減少、また、「その他有価証券評価差額金」は9,495百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生するコンベクシティ調整後の将来予測キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法で計算された価格に、ブラック・ショールズ型のオプション・モデルで計算した各将来予測キャッシュ・フローにかかるゼロフロアオプションの割引現在価値を加算する方式で算出された理論価格に基づき算定しております。なお、上記計算における主たる価格決定変数は、マーケットイールド及びフォワードレートボラティリティであり、マーケットイールドとして「国債スポットレート」が、また、フォワードレートボラティリティとして「円スワップションボラティリティ」がそれぞれ使用されております。

当行では、当該変動利付国債各銘柄の理論価格について、情報ベンダーが上記の方法に基づき算定した理論価格を入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。また、デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）及び債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注) 2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)有価証券その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	2,270
組合出資金（＊３）	752
合　　計	3,023

（＊１）　非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　当連結会計年度において、非上場株式について６百万円減損処理を行っております。

（＊３）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	4,516	4,571	54
	小　計	4,516	4,571	54
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	240	233	△6
	小　計	240	233	△6
合　　計		4,756	4,804	47

3. その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差　額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	47,443	35,948	11,494
	債　券	1,078,037	1,050,127	27,910
	国　債	874,400	852,137	22,263
	地方債	172,050	166,989	5,060
	社　債	31,586	31,000	586
	その他	110,203	106,675	3,527
	うち外国証券	102,277	99,272	3,004
	小　計	1,235,684	1,192,751	42,933
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	29,580	33,813	△4,232
	債　券	222,986	224,137	△1,150
	国　債	184,584	185,325	△741
	地方債	16,399	16,484	△85
	社　債	22,002	22,326	△323
	その他	173,110	187,929	△14,819
	うち外国証券	163,231	177,473	△14,241
	小　計	425,677	445,880	△20,203
合　　計		1,661,361	1,638,631	22,729

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年４月1日　至　平成23年３月31日）
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月1日　至　平成23年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	4,317	471	516
債　券	185,887	2,809	1,240
国　債	127,040	1,549	1,199
地方債	53,473	1,188	40
社　債	5,372	72	―
その他	25,102	1,752	263
うち外国証券	23,926	1,719	17
合　　計	215,307	5,034	2,019

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
7. 減損処理を行った有価証券
有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、1,303百万円（株式1,078百万円、その他224百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、あるいは連結会計年度末日に時価の下落率が30％以上50％未満の場合で１年以内に時価の回復する見込みがない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	24,500	△6

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
   営業経費　　31百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
   (1) ストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役　15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　94,400株
付与日	平成22年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年７月30日～平成52年７月29日

（注）株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
① ストック・オプションの数

	平成22年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	―
付与	94,400
失効	―
権利確定	―
未確定残	94,400
権利確定後（株）	―
前連結会計年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

	平成22年ストック・オプション
権利行使価格	1円
行使時平均株価	―円
付与日における公正な評価単価	441円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性　(注)1	31.41%
予想残存期間　(注)2	3.3年
予想配当　(注)3	1株当たり6円
無リスク利子率(注)4	0.18%

(注) 1. 3年4か月間（平成19年4月から平成22年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間により見積もっております。

3. 平成22年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月12日

株式会社 南 都 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月12日

株式会社 南 都 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡 田 在 喜 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成22年4月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月12日

株式会社　南都銀行　監査役会

監査役(常勤)　坂　本　高　彦　㊞

監　査　役　小　倉　修　三　㊞

監　査　役　阪　井　紘　行　㊞

監　査　役　湊　　明　彦　㊞

(注)　監査役（常勤）逸﨑　正は、平成23年４月30日付をもって辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印致しておりません。

(注)　監査役 小倉修三、阪井紘行、湊　明彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金３円　総額827,048,277円

なお、中間配当金として３円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は１株につき６円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年６月30日

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　4,800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　4,800,000,000円

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役　植野康夫、紺井　憲、堀内保男、橋本正昭、松岡弘樹、橋本隆史、北　義彦、箕輪尚起の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役　今西武史氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	植野康夫（うえの　やすお） (昭和20年１月27日生)	昭和43年４月　当行入行 平成２年２月　当行天満支店長 平成５年６月　当行業務部次長 平成６年７月　当行営業企画部次長 平成８年７月　当行営業統括部次長 平成９年６月　当行資金証券部長 平成11年６月　当行取締役人事部長 平成12年６月　当行取締役本店営業部長 平成14年６月　当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱 平成16年６月　当行専務取締役 平成20年６月　当行取締役頭取 現在に至る	42,200株
2	橋本正昭（はしもと　まさあき） (昭和27年11月６日生)	昭和51年４月　当行入行 平成９年６月　当行国際部香港駐在員事務所長 平成10年６月　当行生駒谷田支店長 平成12年６月　当行郡山支店長 平成14年６月　当行証券国際部長 平成17年６月　当行取締役証券国際部長 平成18年６月　当行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成19年６月　当行常務取締役東京支店長兼東京事務所長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る	37,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
3	まつ　おか　ひろ　き 松岡弘樹 (昭和29年2月15日生)	昭和51年４月　当行入行 平成10年６月　当行三山木支店長 平成12年６月　当行営業統括部次長 平成14年６月　当行郡山支店長 平成16年６月　当行総合企画部長 平成17年６月　当行取締役総合企画部長 平成19年６月　当行常務取締役総合企画部長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る	24,000株
4	はし　もと　たか　し 橋本隆史 (昭和29年５月20日生)	昭和52年４月　当行入行 平成11年６月　当行上牧支店長 平成13年４月　当行営業統括部京都法人営業室長 平成14年６月　当行営業統括部副部長 兼京都法人営業室長 平成15年６月　当行京都支店長 平成17年６月　当行公務部長 平成19年６月　当行取締役人事部長 平成22年６月　当行常務取締役営業統括部長 現在に至る	20,000株
5	きた　よし　ひこ 北義彦 (昭和30年７月11日生)	昭和53年４月　当行入行 平成12年10月　当行久津川支店長 平成15年４月　当行宇治大久保支店長 平成15年６月　当行本店営業部次長 平成16年６月　当行営業統括部副部長 平成17年６月　当行高田支店長 平成19年６月　当行営業統括部長 平成21年６月　当行取締役営業統括部長 平成22年４月　当行取締役営業統括部長 兼バリュー開発部長 平成22年６月　当行取締役東京支店長 兼東京事務所長 現在に至る	13,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
6	箕輪 尚起 (みのわ なおき) (昭和31年2月17日生)	昭和54年４月　当行入行 平成13年２月　当行審査部長代理 平成16年６月　当行審査部次長 平成17年６月　当行審査部副部長 平成20年６月　当行総合企画部長 平成21年６月　当行取締役総合企画部長 平成22年６月　当行取締役本店営業部長 現在に至る	21,000株
7 ※	西本 英明 (にしもと ひであき) (昭和32年３月21日生)	昭和55年４月　当行入行 平成13年６月　当行証券国際部長代理 平成16年６月　当行証券国際部次長 平成18年６月　当行証券国際部副部長 平成19年６月　当行桜井支店長 平成20年６月　当行証券国際部長 現在に至る	13,000株
8 ※	森田 好昭 (もりた よしあき) (昭和31年10月４日生)	昭和55年４月　当行入行 平成13年６月　当行平群北支店長 平成15年６月　当行西大和支店長 平成17年６月　当行平城支店長 平成19年６月　当行富雄支店長 平成21年６月　当行大阪支店長 現在に至る	11,000株

注　※は新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

逸﨑　正氏は平成23年４月30日付で監査役を辞任され、また、監査役　小倉修三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 ※	堀内保男 (ほりうちやすお) (昭和22年２月14日生)	昭和44年４月　当行入行 平成４年６月　当行人事部長代理 平成５年６月　当行人事部次長 平成７年１月　当行東京支店副支店長 平成10年１月　当行高田支店長 平成11年６月　当行取締役公務部長 平成13年６月　当行取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成15年６月　当行常務取締役東京支店長 平成16年６月　当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱 平成16年10月　当行常務取締役 平成20年６月　当行専務取締役 現在に至る	41,405株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
2 ※	野口満彦 (のぐちみつひこ) (昭和17年10月15日生)	昭和40年４月　近畿日本鉄道株式会社入社 平成13年６月　同社取締役 平成15年６月　同社常務取締役 平成17年６月　同社専務取締役 平成19年２月　養老鉄道株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成19年６月　近畿日本鉄道株式会社代表取締役副社長 （重要な兼職の状況） 養老鉄道株式会社代表取締役社長	0株

注　1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 野口満彦氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 野口満彦氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当行の監査に反映していただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

1. ご留意いただく事項

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。

※インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

(2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

(4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成23年６月28日（火曜日））午後５時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

2. お手続きの方法

(1) **http://daiko-sb.gcan.jp**にアクセスしてください。

「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。

なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) 株主さま確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主さま以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主さまの任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

(4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、又はNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

② 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標又は商標です。)

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

② 以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、ｉモード、Yahoo！ケータイ

(EZwebはKDDI株式会社、ｉモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。)

4. お問い合わせ先（通話料無料）

◆インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のご連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120－911－860（受付時間：24時間）

◆上記以外の株式に関する各種お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話　0120－255－100（株式事務に関するご照会）

（受付時間：土・日・祝祭日・年末年始を除く9:00～17:00）

以　上

株主総会会場のご案内

場所　奈良市橋本町16番地　当行本店６階大会議室

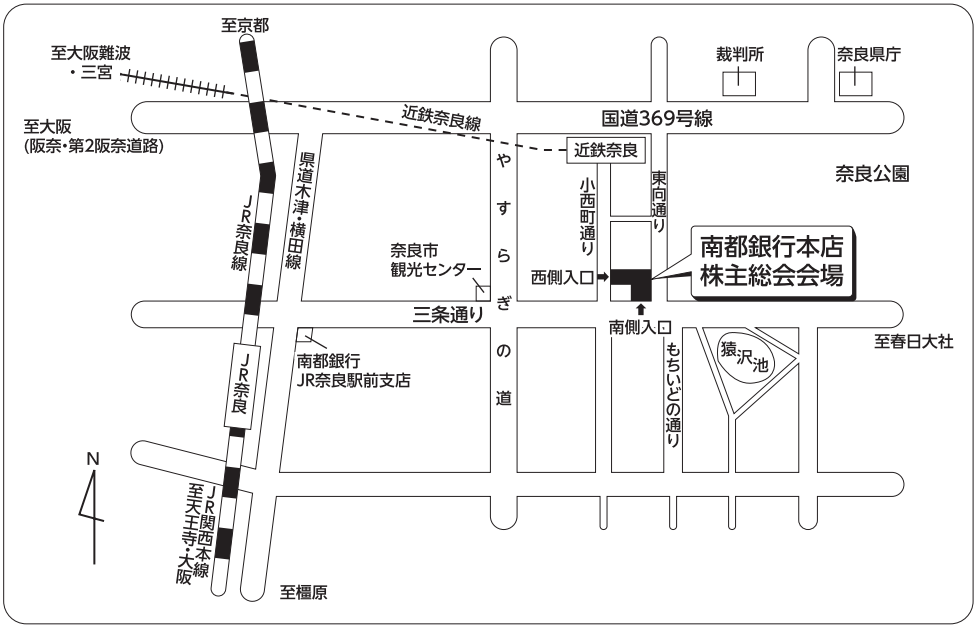

(最寄駅) 近鉄奈良線　奈良駅より徒歩約５分